

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施 策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
基本目標1 充実した幼児期の教育・保育の 提供										
(1)幼児期の教育・保育の提供について										
①	※			幼稚園・認定こども園における教育の実施	満3歳から小学校就学までの子どもに対して、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するため、幼児教育を行います。 今後は、幼児教育の無償化や新制度移行を検討している幼稚園について、適切な対応に取り組みます。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			令和2年4月から、清和大学附属金田幼稚園が新制度幼稚園に移行しました。 引き続き、新制度移行を検討している幼稚園からの相談を随時受け付けます。
②	※			保育園・認定こども園における保育の実施	保護者の就労や疾病その他の理由等で、0歳から就学前の保育が必要な子どもに対して、保育の必要性について認定し、保育を行います。 1歳や2歳、3歳クラスから待機児童が生じていることから、適切な保育の提供が行なえるよう、保護者や各保育施設との調整を図ります。また、保育の無償化に伴い、適切な対応に取り組みます。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			令和2年度4月からうみまち保育園(利用定員120名)及び畑沢くじら保育園(利用定員19名)が新規開園しました。 引き続き保育のニーズを把握しつつ保育の提供体制を確保していきます。
(2)保育環境・幼児教育環境の充実										
①	※			保育園施設の管理等	市立保育園については、施設の適切な管理を行い、民間保育園については、施設の適切な保育環境の整備を図るために、必要な支援・協力を する事業です。 経年による市立保育園の老朽化が進んでいることから、今後は、建替え等の検討を含め、保育環境の整備に取り組みます。	こども保育課	保育施設の改修状況(件数)	①改修状況:0件	①改修状況:2件	令和3年4月の吾妻保育園の社会福祉法人木更津大正会への民営化の調整を行います。 また、民営化後も公立保育園として残る桜井及びわかば保育園の保育環境の整備に取り組みます。
②	新規			保育園業務のICTの活用	ICTを活用し、保育業務や給食栄養管理業務の負担軽減及び効率化を推進する事業です。 これらのシステムの活用により、更なる児童の安心・安全及び保育の質の向上をはじめ、食育の内容の充実、情報管理の整備を図ります。	こども保育課	導入園数	導入状況:0件	導入状況:2件	令和2年度に桜井及びわかば保育園の2園において、ICTの導入のテストを行い、令和3年度からの本格的な利用について調整を図ります。
③	※			保育園職員の資質の向上	子どもを取り巻く家庭や環境の多様化に対応できる保育士の育成・スキルアップに向けた施策です。 今後も、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、各研修会や研究会への参加を促し、自己研鑽に努めるよう指導します。 また、市独自の研修会を開催するとともに、保育士の専門性を高めるため、経験年数や本市の保育の状況に合わせた研修計画を見直します。 さらに、研修だけでは得られない現場での経験等を保育の現場で共有することで、保育園における保育の質の向上を目指します。	こども保育課	アクションプログラムによる研修への参加状況、市独自の研修会の開催状況	①参加研修数20回 ②研修参加者人数70名 ③研修開催数1回 ④講座開催数6回	①参加研修数30回 ②研修参加者人数100名 ③研修開催数3回 ④講座開催数9回	令和元年度に引き続き各研修会等への参加及び各種講座を実施していきます。
④	※			保育園・幼稚園等巡回相談等巡回相談	木更津市内の幼稚園・保育施設等に所属する発達障害のある又はその疑いのある児童の保育教育に関し、専門職が施設を巡回し、施設での子どもの様子をみながら、保育者等の支援と児童の特性にあった関わり方を助言・指導する事業です。 早期支援や保育・教育現場での具体的な実践を支援するとともに、地域における発達支援に関する認識を広げていきます。	子育て支援課	①実施園:9園 ②回数:32回 ③対象児:実53人/延91人	市内の保育園、幼稚園で巡回相談の実施 (保育園 園、幼稚園 園)	市内のすべての保育園、幼稚園で巡回相談が展開される	巡回相談を希望する園が増加した(37園)ことに対応できるよう、ネウボラ職員と相談担当者、園との連絡回数を増やしていきます。

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施 策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
		⑤	※	保育士・幼稚園教諭等研修会	木更津市内の幼稚園・保育園等に所属する発達障害のある又はその疑いのある児童の保育教育に関し、保育者等が児童の特性にあった関わり方を学ぶ研修会です。研修会を開催することで、保育者等の資質向上と地域における発達支援に関する認識を広げていきます。	子育て支援課	研修会の開催回数 参加人数	年2回 1回目 135人 2回目 155人 (H30年度の状況)	年2回 200人以上の参加者を維持	幼稚園教諭も参加しやすいよう、開催時期や時間を聞き取り、ニーズに合わせた研修会を年2回企画します。
			⑥	※	私立幼稚園の振興費補助事業	市内の認可私立幼稚園に対し、子ども一人ひとりの成長・発達段階に対応したきめ細やかな教育を行うため、運営費の一部を助成する事業です。 今後も、施設運営の基盤強化及び教育環境の充実を図り、幼稚園教育の振興に資するよう支援の充実に取り組みます。	こども保育課	私立幼稚園の振興補助事業の実施状況と推移	①振興補助金交付園数:12箇所 ②交付金額:4,933,000円	①振興補助金交付園数:12箇所 ②交付金額:4,933,000円
		⑦	※	幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携	子どもの生活と発達は、乳児期から幼児期を経て学童期へと連続しているため、幼稚園・保育園と小学校の連携を図り、子どもの育ちを支える事業です。 今後も、就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園・保育園と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発育・発達に関する援助に取り組みます。	こども保育課	就学相談や情報共有の状況	小学校と在園児の発達状況に合わせて就学相談を行う。	幼稚園とより多くの子どもの発達に関する援助が行えるよう研修会を通して情報交換が出来るような場の設定	就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園、保育園と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発育・発達に関する援助に取り組みます。
			※			学校教育課	就学相談や情報共有の状況			就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園、保育園と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発育・発達に関する援助に取り組みます。
		基本目標2 地域子ども・子育て支援事業の推進								
(1)通所による 事業										
		①	※	時間外保育事業(延長保育事業)	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育の必要性に対応するため、保育園で通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です(17時以降保育を必要とする子ども)。事業の提供体制を確保するため、職員の確保及びその処遇の検討を行います。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価	①実施施設数:18園 ②児童数:平均347名/月	①実施施設数:20園 ②児童数:平均385名/月	保護者の保育へのニーズを把握しつつ、各保育施設において引き続き実施していきます。
			②	※	幼稚園・認定こども園での預かり保育	幼稚園・認定こども園の教育時間終了後に、保護者の希望に応じて時間を延長して教育活動を行う預かり保育を、市内の全幼稚園で実施する事業です。 今後は、幼児教育・保育の無償化に伴う適切な対応に取り組むとともに、延長保育へのニーズがある中で、保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	こども保育課	預かり保育実施園	①実施施設数 幼稚園:12箇所 認定こども園:5箇所	①実施施設数 幼稚園:12箇所 認定こども園:5箇所

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
		③	※	一時預かり事業	保護者の就労や疾病その他の理由等による場合や、保護者の入院等による緊急時等に一時的に保育を必要とする子どもを対象に、地域子育て支援センターや保育園等で一時預かりを実施する事業です。 子育て世帯の要望等に対応した施設や設備の充実を目指し、環境整備に取り組みます。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価	①実施施設数:7園 ②延べ利用日数:1806日	①実施施設数:8園 ②延べ利用日数:2064日	令和2年4月から、うみまち保育園が開園し、同園において一時預かりを実施します。今後とも引き続きニーズを把握しつつ、提供施設の確保等に取り組みます。
		④	※	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブへの運営を支援する事業です。 放課後児童クラブの利用については、保護者会等による運営に応じて必要な助言等を行い、本事業を支援します。さらに、施設設備については小学校の余裕教室の活用について検討を行います。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価	①放課後児童クラブ実施施設数:44箇所 ②利用人数1,359人 ③一体型放課後児童クラブの実施状況 該当なし	①放課後児童クラブ実施施設数:50箇所 ②利用人数1,500人 ③一体型放課後児童クラブの実施状況	令和2年4月に新規で3園開所しました。令和2年度においては待機児童の把握等に取り組み、ニーズ量の把握及び対応をしていきます。
		⑤	※	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者が病氣や出産、出張等のため、子どもの養育が一時的に困難になった場合に短期間預かる事業です。 児童虐待防止の観点及び保護者が安心して子育てができるよう、事業の充実に取り組んでいきます。また、突発的な対応については、対応スタッフの確保が難しいこともあり、連携先と協議しつつ利用の充実に取り組みます。	子育て支援課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			受け入れ可能施設を1施設増やすことを目指します。
		⑥	※	病児・病後児保育事業	子どもが病氣回復期や軽い病氣の状態にあるため、保育施設への登園ができない場合や、保護者の就労や疾病その他の理由等により家庭で看護することができない場合に、子どもを保育する事業です。 病児保育のニーズが高まるなか、病児保育の対応施設がないことから、今後、病児保育の受け入れ体制の確保に向けて検討を行います。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価	①実施施設数:1箇所 ②利用人数(33名/63名)	①実施施設数:1箇所 ②利用人数(33名/63名)	病児保育のニーズを把握し、施設の確保に向けて検討を行います。
		⑦	※	子育て短期支援事業(トワイラーステイ事業)	保護者が残業や休日の仕事等で帰宅が遅くなり、子どもの養育が困難な場合、夜間等に預かる事業です。 児童虐待防止の観点及び保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、受け入れ施設と連携し、事業の充実に取り組みます。	子育て支援課	事業の周知及び受け入れ施設の拡大	受け入れ可能施設1施設	受け入れ可能施設2施設以上	受け入れ可能施設を1施設増やすことを目指します。
		⑧	※	休日保育事業	保護者の就労や疾病、その他の理由等で、日曜・祭日等の休日に家庭での保育が困難な子どもを対象に、休日に保育を実施する事業です。 今後は、休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	こども保育課	休日保育実施園と各園の内容	①実施施設数:2園 ②児童数:平均58名/月	①実施施設数:2園 ②児童数:平均58名/月	休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施策 番号	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
(2)訪問による事業										
	①	※		乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4ヵ月までの子どものいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける事業です。 今後は、母子手帳発行時の子育て支援課連絡先登録の徹底や地区担当保健師等による訪問をすることで、未実施者の減少に取り組みます。また訪問指導員への研修により、保健指導内容等質の向上に取り組みます。	子育て支援課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価	①産婦訪問1045人(実施率99%) ②新生児訪問 961人(99%) ③未熟児訪問111人(100%)	量の見込みより932人	訪問実施率100%を目指します。また、訪問指導の質の向上のため、指導員研修会を3回/年実施します。
	②	※		養育支援訪問	養育支援が必要な家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する相談指導、助言その他必要な支援を行い、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。 関係各課の連携をとり、事業の実施に向け取り組んでいます。	子育て支援課	実施に向けた体制を整備したのち評価基準を設定	令和2年度中に実施に向け、協議。事業の性質上目標値の設定は困難。		令和2年4月から事業を実施。 要保護児童等の家庭を対象に、居宅を訪問し相談助言を中心に支援を行います。 ネウボラや健康推進課と連携し取り組みます。
(3)相談支援										
	①	※		地域子育て拠点事業	子育てを行う環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の保護者の孤立や悩み等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 今後は、既存事業の充実とともに、子育てに悩みを抱えながらも孤立してしまい、地域の子育て支援事業関係に参加できない保護者の参加促進に取り組みます。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			令和2年度より、うみまち保育園、さとの保育園にて地域子育て支援センターが設置され、さらに地域子育て支援拠点が充実されます。 子育て支援センター連携会議を定期的に開催し、市内の子育て支援センター同士のつながりを強化し、市全体の子育て支援の充実を図ります。
	②	※		利用者支援事業	子どもや保護者に対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談に対する助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、一人ひとりのニーズに対応した適切な相談支援や情報提供に取り組みます。	子育て支援課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			子育て世代包括支援センター「母子保健型」の事業を展開します。利用者支援事業「基本型・特定型」の構築に向けた検討をします。
(4)その他の事業										
	①	※		ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業含む)	小学生までの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 今後は、制度の仕組みを見直すとともに、実働できる提供会員を増やすことで、利用者の増加に取り組みます。	子育て支援課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			木更津市社会福祉協議会と月1回連携会議を行い資質向上を目指します。利便性向上の為、オンライン育児講習会、オンライン窓口相談を結果します。
	②	※		妊婦健康診査事業	妊婦を対象に14 回分の健康診査受診票を交付し、妊娠に伴っておきる疾病の早期発見につなげる事業です。医療機関等との連携のもと、受診率の向上に取り組めます。 また、現状の妊婦健診データは、妊婦の健康状態が把握しづらい状態にあり、マイナーポータル(政府が運営する子育て等のオンラインサービス)の国の動きとして今後妊婦健診の詳細なデータ入力が求められる可能性があることから、国、県の動向に合わせて、適切な時期に妊婦健診のデータの改善に取り組めます。	子育て支援課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			妊娠届出時に妊娠中に望ましい妊婦健診の受診回数の指導を実施する。

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施 策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
		③	※	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育園や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等助成を行う事業です。 幼児教育の無償化に伴い、幼稚園が徴収する副食費の助成を開始するとともに、補足給付の拡大について検討します。	こども保育課	副食費補足給付事業の実施	①副食材料費に要する費用補助人数:未定 ②交付金額:令和元年度より実施	①副食材料費に要する費用補助人数:未定 ②交付金額:令和元年度より実施	令和元年度に副食材料費に要する費用への補足給付事業を行い、令和2年度についても引き続き実施します。また、日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等助成について補足給付の拡大を行います。
基本目標3 子どもの健やかな成長への支援の推進										
(1)心と体の健全育成の推進										
		①	※	青少年・子育て相談	子どもの様々な悩みや不登校等の問題について、保護者・本人・家庭への支援に向け、社会教育指導員による来所相談や電話相談を行う施策です。 今後は、支援を必要とする全ての対象者への周知に取り組みます。	まなび支援センター	社会教育指導員による来所相談・電話相談の広報・周知活動として相談カードの配布をしていくものであるため、目標設定・評価が困難。			相談カードの配布
		②	※	専門職の資質の向上事業	母子保健を取り巻く状況に対応するため、母子保健従事者の各研修会や研究会へ参加し、資質の向上を図ります。 今後は、母子保健の課題に対応した研修会を実施するとともに、保健指導の資質向上及び標準化に向け、業務や体制の見直し、研修時間の確保に取り組みます	健康推進課	研修開催回数、参加人数	母子保健従事者研修会への参加	母子保健従事者研修会に継続して参加する	母子保健従事者研修会に参加する。
			※			子育て支援課	母子保健コーディネーター研修会の開催回数 新生児訪問指導員研修会の開催回数	母子保健コーディネーター課内研修会の開催 年2回 新生児訪問指導員研修会の開催 年2回	母子保健コーディネーター課内研修会の開催 年2回 新生児訪問指導員研修会の開催 年2回	母子保健コーディネーター課内研修会の開催 年2回 新生児訪問指導員研修会の開催 年2回
		③	※	思春期に関する啓発の推進事業	思春期の子どもと心と身体の成長や思春期の特徴について、各小中学校、公民館と連携し、それぞれの要請に応じ、保護者・教職員・児童生徒を対象とした講演会を実施する事業です。 今後は、不登校児童生徒の親を対象とする「親の会」の周知を図るとともに、年間3回の「親の会」への参加を機に教育相談教室や適応指導教室につながるよう保護者のサポートに取り組みます。	まなび支援センター	思春期に関する講演会の実施状況	①親の会:3回	①親の会:3回	親の会 2回実施予定
		④	※	少年自然の家キャンプ場の利用促進事業	青少年の健全な育成及び市民相互の交流を図るために設置された少年自然の家キャンプ場の利用促進を行う事業です。 今後は、少年自然の家キャンプ場が、自然体験活動の拠点として一層活用されるよう、ボランティアの協力を得ながら、青少年や親子向けのイベントやボランティア育成を目的とした講座を継続実施する等、利用促進に取り組みます。また、子どもや高齢者が利用しやすいよう、老朽化した施設等の計画的整備に取り組みます。	生涯学習課	冬季を除く季節毎の利用促進事業の実施(年3回)	H31 年3回	年4回	利用促進事業の実施 年1回
		⑤		スポーツ・レクリエーション活動の推進事業	総合型地域スポーツクラブの育成・設立やスポーツ少年団の指導者育成を図りながら、子どものニーズに対応した多様なスポーツ・レクリエーション活動の促進を図る事業です。 活動団体の競技種目や回数等が減少していることから、今後は、活動団体への加入促進に取り組みます。	スポーツ振興課	活動団体数の推移 すでに文部科学省による目標団体数は達成しているができるだけ団体数が増加するよう働きかける。	3団体	3団体以上	各地域のニーズや課題を調査し、県と連携しながら総合型地域スポーツクラブの整備・設立に取り組む。

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
		⑥	※	子ども達の居場所づくりと地域の教育力の向上	家庭、地域、学校、行政が連携して、「放課後子ども教室推進事業」や「生き生き子ども地域活動促進事業」等を実施する施策です。 今後は、実施している6教室を継続させるとともに、不足しているスタッフの掘り起こしに取り組みます。また、令和元年度から実施している放課後子ども教室と放課後児童クラブと学校が連絡を密にする一体型運営については、令和2年度以降も、事業費を考慮しながら、継続実施を図ります。	生涯学習課	・放課後子ども教室6教室の継続(うち一体型の運営(1教室)の継続) ・6教室の情報共有の実施 ・質の向上:県が主催する研修・視察への参加(市職除く)	H31 ・放課後子ども教室6教室(うち一体型1教室) ・6教室の情報共有の実施(年2回) ・質の向上:県が主催する研修・視察への参加(1名)	・放課後子ども教室6教室(うち一体型1教室) ・6教室の情報共有の実施(年2回) ・質の向上:県が主催する研修・視察への参加(2名)	・放課後子ども教室6教室(うち一体型1教室) ・6教室の情報共有の実施(年1回)
		⑦	※	地域の青少年健全育成活動の支援	青少年の健全育成を推進するため、県知事と市長から委嘱を受けた青年相談員が、青少年健全育成の普及啓発等の活動をする施策です。また、地域での青少年健全育成活動を推進するため、子ども会育成連絡協議会、青少年育成木更津市民会議等の関係団体を支援しています。青少年相談員に対する認知度が低く、担い手も不足していることから、今後は、青年相談員の周知拡大とともに、担い手の掘り起こしに取り組みます。	生涯学習課	・木更津市青少年相談員連絡協議会主催(市教育委員会との共催含む)事業の継続実施 ・質の向上:県が主催する研修参加(市職除く) ・各小学校区相談員の情報共有	・木更津市少年野球大会(中学生の部)の運営実施 ・少年少女の主張大会の運営実施 ・広報紙(年1回)の作成(学校、地区への配布) ・県の主催する研修会への出席(H31:33名) ・各小学校区相談員代表による情報共有(理事会)年3回	・木更津市少年野球大会(中学生の部)の運営実施 ・少年少女の主張大会の運営実施 ・広報紙(年1回)の作成(学校、地区への配布) ・県の主催する研修会への出席(35名) ・各小学校区相談員代表による情報共有(理事会)年3回	・木更津市少年野球大会(中学生の部)の運営実施 ・少年少女の主張大会の運営実施 ・広報紙(年1回)の作成 ・各小学校区相談員代表による情報共有(理事会)年2回
		⑧	※	青少年への愛の一声運動による非行防止 活動事業	青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係機関・団体と連携し、青少年補導員による地区街頭指導、列車の乗車マナー指導、喫煙・飲酒防止キャンペーン等の「青少年への愛の一声運動」を行う事業です。今後も、青少年の非行及び犯罪の抑止力としての街頭指導活動の実施に取り組みます。	まなび支援センター	青少年への愛の一声運動の実施状況の推移	街頭補導活動	街頭補導活動	新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえながら、実施予定
		⑨	※	青少年非行防止啓発活動事業	青少年の非行防止と健全育成に関する啓発のため、青少年健全育成だより(News Letter)や青少年指導関係活動報告「青少年に愛の一声を」を発行するとともに、関係機関や学校、地区住民会議、地域の各種団体と連携し、地域ぐるみの非行防止啓発活動を行う事業です。今後は、発行物の継続実施を基本に、啓発活動の充実に取り組みます。	まなび支援センター	青少年非行防止啓発活動事業実施状況	①青少年健全育成だより、青少年指導関係活動報告(「青少年に愛の一声を」)の発行:250部	①青少年健全育成だより、青少年指導関係活動報告(「青少年に愛の一声を」)の発行:250部	青少年健全育成だより、青少年指導関係活動報告(「青少年に愛の一声を」)の発行
		⑩	※	有害環境浄化活動の推進事業	青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係機関や青少年補導員・相談員、PTA等地域の関係団体とともに、青少年を取り巻く有害環境浄化活動を行う事業です。青少年にとって有害な環境が街頭からインターネット上へ移っていることから、今後は、ネットパトロールの実施にも取り組みを広げていきます。	まなび支援センター	有害環境浄化活動の実施状況と推移	①有害環境浄化活動の実施状況	①有害環境浄化活動の実施状況	①有害環境浄化活動の実施 ②ネットパトロールの実施

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施 策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
		⑪	※	青少年育成事業の実施	青少年の豊かな人間性を育み、自立と社会参加を促すため、生き生き体験キャンプ事業や野外体験促進事業、成人式事業、サタデースクール事業等、青少年育成に関する各種事業を実施します。 今後は、学校や地域の各種関係機関と連携・協働を進め、地域の実情に合った効果的な事業を展開していくとともに、地域の人材の発掘・育成に取り組めます。	生涯学習課	〈生き生き体験キャンプ事業及び野外体験促進事業は4-1-④少年自然の家キャンプ場の利用促進事業に含む〉 ・木更津市成人式	・生き生き体験サマーキャンプ(年1回) 秋、春のキャンプ場利用促進イベント(年2回) ・新成人で構成する成人式実行委員会による式典運営と第2部アトラクションの企画・運営実施	・生き生き体験サマーキャンプ(年1回) 秋、春のキャンプ場利用促進イベント(年3回) ・新成人で構成する成人式実行委員会による式典運営と第2部アトラクションの企画・運営実施	秋のキャンプ場利用促進イベント(年1回) ・新成人で構成する成人式実行委員会による式典運営と第2部アトラクションの企画・運営実施
			※			公民館	学校や地域の各種関係機関と連携・協働を進め、地域の実情に合った効果的な事業を展開してする。	地域ぐるみの青少年教育事業の実施回数 H30年度347回	地域ぐるみの青少年教育事業の実施回数 R.4年度 370回(木更津市第2次基本計画より)	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、今年度は8月末日まで活動を見合わせている。
(2)教育環境の充実										
		①	※	教育相談教室	児童・生徒の不登校や発達障がい等の発達面の課題を解決するために、小中学校の児童・生徒・保護者及び教職員を対象に、まなび支援センターにおいて精神科医・臨床心理士等専門家による教育相談を行う教室です。 教育相談希望者が増加していることから、今後は、教育相談の受付・相談対応の体制整備に取り組めます。	まなび支援センター	教育相談教室の実施状況と推移、および活用率	H30年度相談件数 103件(延べ163件) 163／168枠 (97％の活用率)	165件／168枠以上 (98％以上の活用率)	教育相談教室の実施
			※	学校適応指導教室(あさひ学級)	不登校児童・生徒の原籍校復帰、社会復帰を促進するため、学校適応指導教室「あさひ学級」において、集団生活への適応指導を行う事業です。 入級希望者が増加していることから、今後は、入級希望者の受け入れ対応についての体制整備に取り組めます。	まなび支援センター	あさひ学級の在籍人数の推移および受け入れ可能人数	R1. 9月現在 在籍数23名	最大30名までの受け入れを可能とする体制整備	学校適応指導教室「あさひ学級」の運営
			③	学習情報の提供	子どもの体験活動等の青少年事業や子育て支援に関する学習情報を、市のホームページ等を通じて広く保護者や子ども達に提供する施策です。 若年層の情報ツールの主流はスマホ・インターネットであることから、今後は、市公式アプリの活用やホームページの随時更新とともに、各教室の周知強化に取り組めます。	生涯学習課	イベント参加募集リーフレットを学校(対象児童生徒数分)へ配布。 広報紙、HPへの開催予定と実施後の結果などの掲載	広報事業のため評価困難	広報事業のため評価困難	市のホームページ等を活用した広報活動の実施
						公民館	イベント参加募集リーフレットを学校(対象児童生徒数分)へ配布。 広報紙、HPへの開催予定と実施後の結果などの掲載	広報事業のため評価困難	広報事業のため評価困難	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、現在家庭教育学級は開催を見合わせているため、館内やHP等に掲示する等により周知していきたい。なお、小学生以上の親を対象にした家庭教育学級は9月から開始予定であるので、情報提供を図りたい。
		④	※	消費者教育の推進	子ども及び保護者を対象に、安全で豊かな消費生活を送れることを目的に、消費者生活講座を行う施策です。 講座の参加者が少ないことから、今後は、講座の告知において、SNS等効果的な情報発信方法の検討に取り組めます。	市民活動支援課	出前講座の開催回数	出前講座を年1回開催	出前講座を年3回開催	消費生活センター公式ツイッターを開設し、若年層にも情報が届くような情報発信手段を確保する。 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、出前講座を開催できないため、啓発チラシ等の配布を行う。

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施 策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
基本目標4 親と子の健康の確保及び増進										
(1)母子の健康づくりの推進										
	①	※		母子健康手帳の交付事業	妊娠届出書を受領し、母子健康手帳を交付する事業です。 今後は、リスクを抱える妊婦等に対し、支援サービスの紹介を充実させるとともに、栄養士と連携し、妊娠中の栄養指導等の保健指導の質の向上に取り組みます	子育て支援課	母子健康手帳交付時の保健指導者数 支援プラン策定者数	母子手帳発行時、保健指導全員実施(986人うち支援プランB259人)	母子手帳発行時、保健指導全員実施。	予約制を導入し、事前に準備を行うことで、さらにきめ細やかな保健指導を全員に実施します。
	②	※		妊婦個別指導事業	妊婦に対して、母子保健コーディネーター等が面接、電話等を通じ、必要な保健指導を行う事業です。身体面におけるハイリスク妊婦への保健指導を充実させ、低出生体重児の出生予防をはかるとともに、その他の要因により支援が必要な妊婦に対し、安心安全な出産へと導けるよう支援します。 今後は、低出生体重児の出生予防活動を実施してくとともに、他機関との連携強化を図り、支援の充実に取り組みます。	子育て支援課	妊婦個別相談の実績(面接、電話)の経年変化	妊婦個別指導実績293人	ニーズに応じた体制整備がはかれている	母子健康手帳の交付を契機として、必要な方への相談を行います。ネウボラの連絡先や子育て応援サイトの周知を行い、相談しやすさを周知します。
	③	新規		妊産婦歯科健康診査	妊娠中は、妊娠関連の歯肉炎になりやすく、それを放置すると重度の歯周病へと進行し、早産や低出生体重児出産のリスクが2倍になるという研究報告もあることから、妊娠中に専門家に専門による口腔内のチェックを受ける機会を設け、妊婦自身が口腔内の衛生管理の重要性を自覚し、妊娠中の口腔内が良好に保たれることで早産等のリスクを軽減する事業です。 実施方法は、母子健康手帳発行時に別冊の妊産婦歯科健康診査受診券を配布し、妊娠中期(16～27週)を健診の望ましい時期として、市内の歯科医療機関で妊娠期間中1回の受診とします。また、今後は、子育ての多忙さから口腔管理がおろそかになりやすい産後についても健診の機会を設け、良好な口腔環境が維持できるよう支援します。	子育て支援課・健康推進課	受診者数、受診率の推移	妊婦330人(33%)	妊婦500人(50%) 産婦300人(30%)	市内協力歯科医療機関(54歯科医院)で口腔内健診及び保健指導を実施して、妊娠期の口腔内を健康に保てるよう支援する
	④	※		産前産後サポート事業：プレママ講座・ママ広場	妊婦を対象に産後の生活、子育て支援情報の提供を行う事業です。プレママ講座では、初妊婦へのもく浴指導、経産婦、乳児との交流等を実施し、ママ広場では経産婦へ赤ちゃん返り等きょうだいへの関わり方等、対象者の状況に即した内容を実施します。 今後は、妊婦のニーズを把握しながら、適時、適切な講座内容の検討に取り組みます。	子育て支援課	プレママ講座参加者数 ママ広場参加者数 実施アンケートによる受講者の満足度	・プレママ講座：実163人、参加率36.8% ・ママ広場については新規事業	ニーズに応じた体制整備がはかれている	プレママ講座は対象者の利便性向上のため、対面方式とオンライン方式を行います。新規に栄養講座の実施を健康推進課と検討します。
	⑤	※		産後ケア事業	産科医療機関を活用し、家族等の支援が受けられない産婦の体の回復を促し、子どもの世話の方法をサポートする事業です 今後は、医療機関との連携し、適切なサポートに取り組みます。	子育て支援課	産後ケア利用者数の経年変化 利用者の満足度	・利用者数：実14人/延17人 ・利用者の全員が満足度が高い	ニーズに応じた体制整備がはかれている	新型コロナウイルス感染症の状況に応じたサービスの提供のため、環境を整えます。
	⑥	新規		新生児聴覚検査受診の普及啓発と検査費用の助成	聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、母子健康手帳交付時に新生児期の聴覚検査の受診勧奨と再検査が必要になった場合に、再検査実施の徹底について周知をしていく事業です。また、検査費用の一部助成を行います。	子育て支援課	出生したすべての新生児が聴覚検査を受けていること	健診実施率 91.1% 未把握率 2.8% (平成30年度)	100%の受診と、健診結果の把握。	新生児聴覚検査実施の周知及び、再検者(リファア)の追跡

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施 策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
		⑦	※	予防接種	予防接種法に基づき、疾病の発生やまん延を予防するため、乳幼児及び児童・生徒を対象として、協力医療機関において予防接種を実施する事業です。 今後も引き続き、接種率の向上に取り組みます。またロタウイルスワクチンの定期接種が令和2年10月から始まり、今後はおたふく風邪等のワクチン接種の定期化も見込まれるため、安心・安全に接種ができるよう、接種間隔や接種方法等の周知に取り組みます。さらに、インフルエンザ等の感染症のまん延防止に向け、うがい手洗いや生活リズムを整える等の免疫力を高めるための保健指導を行います。	健康推進課	各種予防接種の接種率の推移	Hib感染症 101.1%小児の肺炎球菌 101.3%B型肝炎 99.21%4種混合 99.47%BCG 100.2%水痘 88.04%麻しん風しん混合1期 95.89%麻しん風しん混合2期 95.46%日本脳炎1期 158.15%日本脳炎2期 82.24%2種混合 90.84%子宮頸がんワクチン 0.67% (H30年度実績)	接種率の維持・増加	定期予防接種(Hib感染症、小児肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、BCG、麻しん風しん混合、日本脳炎、2種混合、子宮頸がんワクチン)の実施 接種率の向上に向けた接種勧奨
		⑧	※	新生児、産婦訪問指導事業、乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヵ月までの子どもがいるすべての家庭に訪問し、子どもの発育面・生活環境面及び産婦の体調管理に関する保健指導を行う事業です。保護者の様々な不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスに結びつけます。今後は、周産期メンタルヘルスにおける客観的指標の検討や支援体制の整備に取り組みます。	子育て支援課	周産期メンタルヘルスの支援体制の整備(新生児訪問指導者数は、乳児家庭全戸訪問事業で評価する)	周産期メンタルヘルスの支援体制整備がはかれるための質的な事業のため目標設定は困難	周産期メンタルヘルスの支援体制整備がはかれるための質的な事業のため目標設定は困難	周産期メンタルヘルス支援のため、客観的な指標を用いるためのシステム調整を行い、訪問記録票への導入を行います。
		⑨	※	産前産後サポート事業：赤ちゃん広場	子育ての孤立感や育児不安の解消のため、生後3か月頃までの母子を対象とした集まりの場を提供する事業です。必要に応じ、育児相談や身体計測を行います。 今後は、相談内容や対象者の背景を考慮した指導方法の検討を行うとともに、健康推進課や地域子育て支援センター等の関係機関と連携し、切れ目ない支援体制の充実に取り組みます。	子育て支援課	赤ちゃん広場参加者数の経年推移 実施アンケートによる利用者満足度	①実施回数:46回 ②参加者数:実92人/延268人	①実施回数 ②参加者数	参加事後のアンケートを実施し、満足度やニーズ調査を行い、事業の質的評価を行います。
		⑩	※	乳児健康診査事業(4か月児)	疾患の早期発見と育児支援を行うため、4か月児を対象に、健康診査を実施する事業です。 今後も、生活リズムに関する健康教育の効果を面接時に確認し、保護者が意識して取り組めるよう、保健指導を行います。また、健診時に子育てに関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、切れ目のない育児支援の充実に取り組みます。	健康推進課	受診率の経年変化	受診率96.4% (H30年度)	97%以上	感染症対策に努め、個別または集団での健康診査を行う。健診結果および問診票から適切な保健指導・育児支援を行う。また、この時期の発育・発達や子育てに関する情報を市ホームページに掲載し周知する。
		⑪	※	離乳食講習	4か月の乳児を持つ保護者を対象に、乳児健康診査に合わせて、離乳食に対する正しい知識の普及を図る事業です。 料理の経験不足や乳児に合わせた離乳食の量を調整することが難しい保護者がいることから、今後は、量や形態を視覚化する等、よりわかりやすい講話内容や展示物の工夫に取り組みます。	健康推進課	受講率90%以上	受講率39.6% (H30年度)	90%以上	4か月の乳児を持つ保護者に対し、離乳食についての正しい知識を普及する。また、離乳食の進め方や作り方について具体的な内容を伝えるために動画を作成し、市ホームページへ掲載、周知する。
		⑫	※	乳児健康診査事業(5～8か月児、9～11か月児)	母子健康手帳の交付に合わせ、5～8か月児と9～11か月児を対象に、2回分の健康診査受診票を発行し、健康診査を実施する事業です。医療機関における乳児健診の受診率が低いことから、今後は、健康推進課等と連携し、乳児健診の周知強化等に取り組みます。	子育て支援課	年間健診受診者数の推移 5～8ヶ月 9～11ヶ月	乳児健康診査受診券利用率：67.4%	乳児健康診査受診券利用率：70%	県外で乳児健康診査を受診した場合の費用の一部助成制度を

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
		⑬	※	1歳6か月児健康診査事業	幼児初期の身体発育及び精神発達の指標が得られる1歳7か月児を対象に、健康診査を実施する事業です。 今後は、生活リズムに関する保健指導を行うとともに、精密健康診査の受診率向上に向け、受診勧奨を行います。また、肥満児への継続支援やむし歯発生リスクの高い児に対する保健指導の強化に取り組みます。	健康推進課	受診率の経年変化	受診率98.1% (H30年度)	98%以上	感染症対策に努め個別または集団で健康診査を行う。また、健診結果及び問診票から適切な保健指導、育児支援を行う。また、この時期の発育・発達や子育てに関する情報を市ホームページに掲載し周知する。
		⑭	新規	2歳児歯科健康診査事業	法令で定められている1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の中間時期の2歳6か月児を対象に、歯科健康診査とフッ素塗布を実施し乳歯の積極的なむし歯予防を図る事業です。また、市内の歯科医療機関で実施することで、かかりつけ医師の獲得にもつなげていきます。	健康推進課	受診者数、受診率の推移	500人(受診率50%) 3歳児むし歯罹患率 (15.8%)	800人(受診率80%) 3歳児むし歯罹患率 (12.0%)	法定健診である1歳6か月児と3歳児健診の中間にあたる2歳6か月児に対しフッ素塗布を含めた積極的なむし歯予防対策として実施
		⑮	※	3歳児健康診査事業	幼児期の身体発育及び精神発達の重要な時期である3歳6か月児を対象に、健康診査を実施する事業です。 今後も、生活リズムに関する保健指導を行うとともに、精密健康診査の受診率向上に向け、受診勧奨を行います。また、肥満児への継続支援やむし歯発生リスクの高い幼児に対する保健指導の強化を図ります。	健康推進課	受診率の経年変化	受診率96.4% (H30年度)	98%以上	感染症対策に努め個別または集団で健康診査を行う。また、健診結果及び問診票から適切な保健指導、育児支援を行う。また、この時期の発育・発達や子育てに関する情報を市ホームページに掲載し周知する。
		⑯	※	保育園及び幼稚園巡回口腔衛生指導事業	保育園児及び幼稚園児を対象に、歯の大切さの理解を促し、生涯を通じた歯の健康の基盤づくりのため、巡回口腔衛生指導を行う事業です。園児のみならず、保護者へも情報提供を行うことで、園児の望ましい口腔衛生習慣の確立を目指します。	健康推進課	保育園及び幼稚園における巡回口腔衛生指導事業の実施回数と実施者数の経年変化	保育園54回1,185人 幼稚園未実施 (H30年度実績)	市内全保育園及び全幼稚園での実施	3歳以上の園児に対し歯の大切の理解と自分の歯を守ろうという気持ちが育まれるよう支援する
		⑰	※	小中学校巡回口腔衛生指導事業	小中学生を対象に、歯の大切さの理解を促し、生涯を通じた歯の健康の基盤づくりのため、巡回口腔衛生指導を行う事業です。 むし歯や歯周病予防の知識を深めることで、児童・生徒一人ひとりが、自立した健康づくりに取り組むことができるよう指導を実施していきます。	健康推進課	小・中学校における巡回口腔衛生指導事業の実施回数と実施者数の経年変化	小学校 44回 2,293人 中学校 33回 917人 (H30年度実績)	実施回数、実施者数の維持もしくは増加	市内小・中学生に対し、歯の大切さの理解と自分自身で口腔疾患の予防ができるスキルが身につくよう支援する
		⑱	※	フッ化物洗口事業	小中学生を対象に、週1回フッ素水溶液でうがいを行い、永久歯のエナメル質の強化を促し、永久歯のむし歯予防を図る事業です。 今後も、すべての小中学校の実施に向け、取り組んでいます。	健康推進課	小学校6年生の永久歯の一人平均むし歯数の経年変化	0.49本	1本未満を維持	感染症のまん延状況を踏まえつつ、学校現場と協議しながら実施
		⑲	※	生活リズムに関する健康教育 (保育施設・幼稚園)	幼児期から早寝早起き等の生活習慣を整えることにより、将来における生活習慣病の予防や情緒の安定につなげることの大切さを、保育施設・幼稚園の保護者に普及啓発する事業です。 今後も、公立保育園と連携し、健康教育の実施及び評価を行うとともに、幼稚園や私立保育園等への健康教育の実施拡大に向け、体制の整備に取り組みます。	健康推進課	保育園、幼稚園における健康教育の実施回数及び実施人数	実施回数6回(保育園6園)、実施人数262人(H30年度)	実施回数、人数の増加	保育園・幼稚園と協議しながら、早寝早起き朝ごはんの普及啓発を行う。
		⑳	※	生活習慣病小児予防健診事業	将来生活習慣病になる因子を持った児童・生徒を早期に発見し、医師の治療や食事・運動・正しい生活習慣等の生活指導等を行う事業です。 今後も、健康推進課と連携し、保護者への啓発と適切な指導に取り組みます。	学校教育課	生活習慣病(小児)予防健診の受診者数の推移	小学校:92.7% 中学校:88.6%	小学校:94% 中学校:90%	健康推進課と連携し、保護者への啓発と適切な指導に取り組みます。

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施 策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
(2) 育児力向上のための支援										
	①	※		にこにこ健康相談事業	乳幼児とその保護者を対象に、身体発育や食事、歯科に関する健康相談を行う事業です。 今後も、地域展開も含めた市民が利用しやすい相談体制の整備とともに、相談内容や対象者の背景を考慮した指導方法の検討に取り組みます。また、子育て支援課や地域子育て支援センター等の関係機関と連携し、切れ目ない支援体制の充実に取り組みます。	健康推進課	実施人数の経年変化、 相談体制の充実が図れているか	842人(H30年度)、健康推進課にて12回／年実施(H30年度)	相談を求めている保護者に対して、支援体制の整備・充実が図れている	感染症まん延状況を踏まえ、電話相談、個別相談等にて、保護者の相談に対応する。
	②	※		乳児教室(7～8か月児)	7～8か月児とその保護者を対象に、子どもの成長・発達に合わせた生活や遊び、食事のポイントを伝える親子教室を行う事業です。 今後も、保護者が児の発達や特性に応じた関わりができ、安心して子育てができるよう事業を展開していきます。	健康推進課	参加率および参加人数の経年変化	参加率76.3%、参加人数349組、	参加率の増加	7～8か月児を持つ保護者に向けて、子どもの成長・発達に関することや、生活リズムや関わり方、食事に関する資料や動画を作成し、市ホームページに掲載、周知する。 感染症まん延状況を踏まえ教室を開催する。
	③	※		じょうずにモグモグ教室	9か月から10か月の乳児を持つ保護者を対象に、口の発達に合わせた離乳食の食べさせ方の練習を行う教室です。 今後も、保護者が口の発達を理解し、発達にあった適切な食事を提供できるよう伝達していきます。	健康推進課	教室アンケートにおいて、 教室内容を理解できた者の割合	38.8% (R元年9月現在)	50%以上	感染症まん延予防の観点から、集団で試食の提供をする事業内容を廃止し、別の方法で情報提供を行う
	④	※		子育て講座	地域の子育て中の親子を対象に公立保育園の保育士・栄養士による離乳食、子育ての講座です。 子育て中の保護者の不安や悩みを共有できる交流の場になるよう取り組みます。	こども保育課	子育て講座の実施	①保育講座3回 参加組数 36組 ②離乳食講座3回 参加組数 19組	①保育講座3回 参加組数 40組 ②離乳食講座3回 参加組数 30組	第1回、第2回の講座は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止しました。第3回の開催については検討中です。
	⑤	※		家庭教育学級事業	子どもを持つ保護者を対象に、子育てについての知識を深め、親同士の交流を図ることを目的に、乳幼児期、児童期、思春期の各成長段階に応じて家庭教育学級や子育て講座を各公民館で実施する事業です。 また、家庭教育学級の現状把握を行いながら、家庭教育学級の充実に向けた研修会を実施します。 地区によって対象人数が大きく異なることから、今後は、各地区の状況あわせた家庭教育学級や子育て講座の開催に取り組みます。また、各学級の実態に対応した研修内容の検討等、学級生及び職員の学級運営のスキルアップに取り組みます。	公民館	地域において乳幼児と親が孤立しないため、気軽に集える場を提供し、各成長段階に応じた家庭教育学級や子育て講座を地域の状況に合わせて実施していく。地区によって対象人数が大きく違うため、各地区の状況を把握し実施する。	家庭教育や子育て支援事業の実施回数 H30年度 431回	家庭教育や子育て支援事業の実施回数 R4年度 450回(木更津市第2次基本計画より)	新型コロナウイルス感染症拡大防止対応のため、今年度は乳幼児向けについては、動画配信に取り組む予定である。小学生以上の家庭教育学級については、9月から開催予定のため、この中で取り組んでいく。
	⑥	※		家庭教育支援事業	家庭教育の不安や悩みを解消し、家庭の教育力を高めるため、家庭教育支援を行う事業です。 家庭教育支援講演会を実施するとともに、家庭教育推進協議会を開催し、関係各課、機関と連携することで、情報の共有化に取り組みます。	生涯学習課	家庭教育支援講演会参加者数	H30 参加者29名	参加者50名	家庭教育推進協議会を開き、講演会の開催に向けた内容の検討

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施 策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
(3)食育の推進										
①	※	※	※	食教育の充実を図る事業	主食・主菜・副菜を基本とした、バランスの良い食事、欠食のない食生活等、小さい頃からの健康的な食生活の重要性を子育て世代に伝えていく事業です。 更に子ども達に食事づくりを見せることや、食事づくりに参加させる事等、乳幼児から食に関心を持たせるよう啓発していきます。また、保育施設、幼稚園、小中学校における食教育の充実を図ります。 今後も、主食・主菜・副菜を整えるメリットや朝食等の欠食のデメリット伝えていくとともに、妊娠期の食事についての効果的な指導方法の検討を行います。また、学校給食については、配食校全校での指導実施を目指すとともに、給食日より等による情報発信に取り組みます。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考え、深めていく情報提供に取り組みます。	健康推進課	1.6歳児健診、3歳児健診問診票の「主食・主菜・副菜を取り揃えて食べている者」の割合の増加	1.6歳児健診 男児 65.1% 女児 67.3% 3歳児健診 男児 60.4% 女児 57.9% (H30年度)	75.0%以上	1.6歳児健診・3歳児健診の栄養個別指導において、主食・主菜・副菜を取り揃えて食べることの意義について伝える。また、市ホームページに資料を掲載、啓発する。
						子育て支援課	妊婦に向けた食教育の実施		妊婦に向けた食教育の実施体制が整う	妊娠中期に栄養講座を実施します。
						こども保育課	食教育実施状況	食教育実施園数：17園	食教育実施園数：17園	子ども達に食事づくりを見せることや、食事づくりに参加させる事等、乳幼児から食に関心を持たせるよう啓発していきます。また、保育施設における食教育の充実を図ります。
						学校教育課	食教育は、各学校の食の指導計画に基づき実施されている。各学校での取り組みのため評価が困難			エコクッキングなどの食教育の充実や、関係機関と連携し、情報提供をしています。
						学校給食課				学校給食課は、配食校への食に関する指導等、学校差を減らせるよう、各調理校栄養士に働きかけを行う。各調理校栄養士は、給食日より等による情報発信と共に、小・中学校の食に関する指導等に努める。
						※	学校給食センター	①食の年間指導計画 配食校全校(小:6校 中:4校) ②給食だよりの毎月発行(11回/年) 配食校全校(小:6校 中4校) ③食育だよりの随時発行 ④給食指導の実施回数・実施校	①全校での食の年間指導計画 ②給食だよりの発行回数 ③食育だよりの発行回数 ④給食指導の実施回数・実施校	学校給食については、配食校での給食日より等による情報発信に取り組みます。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考え、深めていく情報提供に取り組みます。
						※	公民館	各種関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考え、深め、必要とされる情報伝達をしていきたい。	家庭教育学級・支援等の中で、食育の時間を各1回以上実施し、啓発する	施策の性質上、目標値の記載が困難

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施策 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
							計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
		② ※	保育施設での菜園づくり事業	子どもが食べ物を育てる喜びや食べる喜びを体験できるよう、保育園での菜園づくりを推進し、菜園で取れた食材は、食育の教材として活用する事業です。 今後も、保育施設での菜園づくりと食材の教材活用の推進に向けた活動に取り組みます。	こども保育課	菜園の実施数	菜園作りの実施園数:17園	菜園作りの実施園数:17園	保育施設での菜園づくりと食材の教材活用の推進に向けた活動に取り組みます。
		③ ※	保育施設での給食展示事業	子どもや保護者が食への理解を深め、バランスのよい食生活を築いていけるよう、保育園給食の展示や給食だよりの配布、試食会等の普及啓発を行う事業です。 今後も、保育園給食を食育の入口ととらえる普及啓発に取り組みます。	こども保育課	保育園・認定こども園での給食展示事業の実施状況、食教育の実施状況と推移	①保育園・認定こども園での給食展示実施園:17園 ②給食だよりの配布園:13園 ③試食会の実施園:13園	①保育園・認定こども園での給食展示実施園:17園 ②給食だよりの配布園:17園 ③試食会の実施園:17園	子どもや保護者が食への理解を深め、バランスのよい食生活を築いていけるよう、保育園給食の展示や給食だよりの配布、試食会等の普及啓発を行います。
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備									
(1)子育て家庭へのサポート体制の充実									
		① ※	保育施設における子育て相談体制の強化	子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図るため、市立・民間保育施設・子育て支援センターで、未就園児の保護者を含めて保育士による子育て相談を行う施策です。 今後は、相談できない人や窓口を知らないという人を考慮した相談窓口の周知を図っていくとともに、増加する相談に対応できるよう体制の整備に取り組みます。	こども保育課	子育て相談の実施状況	子育て相談をメインに 来園する保護者の人数は少ないが園庭開放や市民向けの講座等で相談を受けることが多い	公立園に相談担当専任の職員を配置し保護者周知の下で相談業務を実施する	相談窓口の周知を図っていくとともに、増加する相談に対応できるよう体制の整備に取り組みます。
		② ※	園庭開放	市内全ての保育施設で園庭や遊具を定期的に開放し、保育施設に通っていない子ども達とその保護者の参加により、親子での遊びや保護者同士の交流、仲間づくりを促進する事業です。 園庭開放を知らない保護者がいることから、今後は、園庭開放の周知徹底に取り組みます。また、利用者が増加していることから、誰もが利用しやすい工夫の検討に取り組みます。	こども保育課	園庭開放の実施状況	①実施施設:13園 ②年間実施回数715 ③参加人数3890	①実施施設:16園 ②年間実施回数800 ③参加人数4000	新型コロナウイルス感染症予防のため中止していますが、今後の状況に応じて再開を検討していきます。
		③ ※	きさらびネウボラ相談	妊娠、出産、子育て期にわたる様々な総合相談窓口として、面接、電話、メール等で相談を行う施策です。必要に応じ、市の関係部署や関係機関と連携し、支援を行います。 今後は、引き続き関係機関との連携強化に取り組みます。	子育て支援課	総合相談窓口対応件数の経年変化	電話相談:430件 面接相談:131件 メール相談:3件 計564件(延)	ニーズに応じた体制整備がはかれている	子育て支援サイト等を活用して相談窓口の周知を図ります。
		④ 新規	(仮称)子育てヘルパー派遣事業	保護者の方が出産前後などで家事・育児ができない時、周囲からの支援が見込めない家庭を対象に、市と契約を結んだ事業者からヘルパーを派遣し、身の回りのお世話や育児の援助を行う事業です。 今後は、事業展開が図れるよう、検討準備を進めます。	子育て支援課	実施に向けた体制を整備したのち評価基準を設定	令和2年度中に実施に向けた協議をしたのち、目標値を設定	—	体制整備のため、情報収集を行います。
		⑤ 新規	(仮称)マタニティータクシー	出産を目前に控えた方に対して、事前にタクシー会社に連絡先や出産予定病院を登録しておき、陣痛が来た際に病院まで送迎してもらうサービスです。 今後は、タクシー会社と協議し、事業展開が図れるよう検討準備を進めます。	子育て支援課	タクシー協会向けの定期的な研修会開催と参加者数評価指標とする。	令和2年度より研修会を定例化させていく。	年1回の研修会の開催	年1回の研修会の開催を検討します。

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
		⑥	新規	子育て応援スポット推進事業	授乳やオムツ交換等のスペースの確保や乳幼児を連れて外出がしやすい環境が整備されている等、子育て世代への配慮ができる施設を「子育て応援スポット」として登録・拡大する事業です。今後は、市民に周知することで、子育て世代が安心して外出できる環境の整備を進めます。	子育て支援課	実施に向けた体制を整備したのち評価基準を設定		令和2年度の状況で目標設定を実施	要綱等の事業整備を行い、1か所以上の登録を目指します。
		⑦	新規	こどもおもちゃ基地事業	公共施設を会場に定期的に遊具等を設置し、子育て世代が交流しながら、親子で遊ぶことや子育ての相談ができる場を提供する事業です。遊びスタッフと一緒に親子で楽しく遊ぶ経験を通じて、親が子どもの年齢にあった遊ばせ方、好奇心を満たす遊ばせ方の必要性に気づき、日頃の育児のヒントになるよう働きかけます。	子育て支援課	参加者数および、アンケートによる満足度評価を実施		参加者アンケートによる満足度	感染症発生の動向をみながら、事業運営を検討します。
		⑧	新規	児童館の設置に向けた検討	子育て世代の交流、子どもの青ビバの提供あがでる児童館の設置に向けた検討をします。	子育て支援課	検討段階であることから評価は困難。方向性が決定したのち評価指標を設定		令和2年度の状況で目標設定を実施	公共施設の再配置計画の動向をみながら関係各課と設置に向けた検討をします。
		⑨	※	多胎児家庭への相談体制の整備	育児の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎児家庭を支援するため、産前・産後における日常の育児の相談支援を行います。今後は、多胎児家庭に対する子育て支援サービスの整備をすすめます。	子育て支援課			令和2年度の状況で目標設定を実施	多胎児家庭への相談体制、子育て支援サービスの内容を検討をします。
	(2) 子育て情報の提供									
		①	※	子育て情報提供・発信の一元化	子育てサービスの内容や各種制度についての情報を、広報紙「きさらづ」や市のホームページ（「子育て応援サイト」）等により、情報発信する事業です。今後は、定期的な情報発信、情報の整理及び、サイトの周知も取り組みます。	子育て支援課	子育て応援サイト閲覧数の推移	令和元年度の子育て応援サイト閲覧数 18,771件 月平均1,564件	令和6年度中の子育て応援サイト延閲覧数 24,000件 月平均2,000件	タイムリーな情報発信をするとともに、庁内、庁外からの子育て関連情報の収集に努めます。
	5-1 小児医療の充実									
		①	※	小児医療に関する適正な医療受診への啓発	小児救急医療について、関係機関との連携のもと、子どもの急病や怪我等に備えた体制の整備を図る事業です。今後は、母子健康手帳発行時や乳幼児健診等において、「＃8000」や「こどもの救急ホームページ」、救急体制の周知等、適正医療に向けた普及啓発の強化に取り組みます。	健康推進課	体制整備に向けた取り組み状況／「小児救急電話相談＃8000」を知っている者の割合（乳児健診受診者）	広域市町村圏事務組合救急急病協議会に継続して参加／「＃8000」周知度 84.2%（乳児健診 H30年度）	君津郡市広域市町村圏事務組合救急急病協議会の開催が維持できる／「＃8000」周知度 90%以上	感染症まん延状況を踏まえ、広域市町村圏事務組合救急急病協議会に参加する。「＃8000」について母子手帳発行時や乳幼児健診時の保健指導、「小児救急ガイド」へ掲載を通じ普及啓発を行う。
		②	※	周産期医療との連携強化	ハイリスク妊婦や新生児に早期から適切に対応するため、周産期医療を行う関係機関との連携を図る施策です。今後は、NICU会議を通じ、NICU機能がある医療機関及び関係機関との更なる連携強化に取り組みます。 ※NICUとは、新生児集中治療管理室（Neonatal Intensive Care Unit）の略で、身体機能の未熟な低出生体重児や、集中治療を必要とする新生児を対象に、高度な専門医療を24時間体制で提供する治療室のこと。	健康推進課	NICU会議への参加状況	NICU会議への参加回数 3回／年（H30年度）	定期的なNICU会議への参加ができる	NICU会議へ参加（3回／年）し、情報の共有や支援方法を検討する。NICUサマリーを活用し、情報の共有・継続した支援を行う。

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施 策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
(4)子育て家庭の経済的負担の軽減										
	①			特定不妊治療費助成	不妊症のために特定赴任治療を受けた夫婦に対し、その費用の一部を助成する事業です、 赴任治療に伴う経済的負担の軽減を図るとともに、安心して妊娠・出産できるよう制度の周知に取り組みます。	健康推進課	助成事業のため目標設定・評価困難。			医療保険対象外であり高額な治療費がかかる不妊治療に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費に係る費用の一部を助成する。
	②			妊婦・乳児健康診査費助成	市が委託した医療機関等で、妊婦及び乳児の健康診査を受ける際に必要な費用を助成する事業です。 乳児健診の受診率が低いことから、今後は、関係機関と連携し、健康推進課等の事業内での乳児健診の助成券の使用についての周知等、乳児健康診査の周知徹底に取り組みます。	子育て支援課	助成事業のため目標設定・評価困難。			医療機関委託の乳児健診(2回分)の助成制度を設けます。
	③			子ども医療費助成事業	中学校3年生までの子どもが病院等で診療や調剤を受ける際、保険診療の範囲内で医療費を助成する事業です。 今後も、制度及び届出義務の必要性について、周知徹底に取り組みます。	子育て支援課	助成事業のため目標設定・評価困難。			中学校3年生までの子どもが病院等で診療や調剤を受ける際、保険診療の範囲内で医療費を助成する事業です。 今後も、制度及び届出義務の必要性について、周知徹底に取り組みます。
	④			未熟児養育医療費給付事業	身体の発育が未熟のまま出生し、指定医療機関の医師により、入院治療が必要とされる1歳未満の乳児を対象に、医療費の一部を助成する事業です。 未熟児の出生の場合、母子ともにその後のケアが大切となることから、今後は、健康推進課等の関連機関や他の制度との連携強化に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため目標設定・評価困難。			ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業を社会福祉協議会に委託し市内3か所以上で実施します。自立支援課の実施する、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業とあわせて実施するものです。
	⑤			児童手当	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、児童を養育している方に児童手当を支給する制度です。 今後も、制度の周知徹底に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため目標設定・評価困難。			家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、児童を養育している方に児童手当を支給する制度です。 今後も、制度の周知徹底に取り組みます。
	⑥			認可外保育施設に係る保育料等助成事業	認可保育園に申し込んでいるが入園できないため、2歳以下の子どもを認可外保育施設に預けている保護者に対して、認可保育園に通っていた場合の保育料と、認可外保育施設に支払った保育料を比較し、差額を上限2万円まで助成する事業です。 今後も、待機児童となっている保護者等に対し、制度の周知に取り組みます。	こども保育課	助成事業のため目標設定・評価困難。			引き続き市のホームページ等で制度の周知を図り、助成を行っていきます。

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度	
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容	
	⑦			出産育児一時金支給事業	国民健康保険に加入している被保険者が出産した時に、出産育児一時金を支給する事業です。ただし、他の健康保険から給付を受ける場合や、出産する本人が勤務先の健康保険に加入している場合は、該当の保健組合より支給されるため除外します。 今後も、市のホームページ等を通じ、制度の周知に取り組みます。	保険年金課	施策の性質上評価や目標値の設定が困難である。			市HP、国保加入者向けパンフレット及び医療機関を通じての周知を実施する。	
				⑧	要保護・準要保護就学援助事業	経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を援助する事業です。 今後も、制度の周知等の充実に取り組みます。	学校教育課	給付事業のため目標設定・評価困難。			制度周知や充実に取り組みます。
				⑨	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、保護者の所得等の程度に応じて、学用品費等を援助する事業です。 今後も、制度の周知等の充実に取り組みます。	学校教育課	給付事業のため目標設定・評価困難。			制度周知や充実に取り組みます。
	(5)子育てしやすい環境の整備										
	①	※	優良な住宅、宅地の供給	安心・安全な生活環境を形成するため、良好な住宅地の供給を推進する施策です。 今後は、市街地整備を円滑に進めるため、負担金を支出し、良好な住宅地の整備を進めます。	市街地整備課	金田西地区使用収益開始面積	金田西地区使用収益開始面積：15.8ha(H30)	金田西地区使用収益開始面積：110.8ha	負担金を支出します。		
	②		「フラット35」子育て支援型	住宅金融支援機構と木更津市が連携し、住宅取得に対する補助金等の財政支援と合わせて、「フラット35」の借入金金利を一定期間引き下げる事業です。 今後は、住宅金融支援機構と連携し、幅広く活用していただけるようPRに取り組みます。	住宅課	制度の広報をする 経済的なメリットを周知していくものであり、制度の性質上、目標設定評価は困難			令和元年度に引き続き、住宅金融支援機構とタイアップし、チラシ配布等で子育て世帯へのPRに取組みます。		
	③	※	公園等の充実	安全で快適な都市生活を確保すべく、健康保全や大人と子ども達が楽しめるスポーツ・レクリエーション機能を持つ市民の憩いの場となる公園等の維持管理と整備の充実を図る施策です。 地域によって1人当りの公園面積に格差があることから、今後は、地域の実状や要望を鑑みた公園の充実に取り組みます。また、多くの遊具の更新が必要となっていることから、今後は、公園施設長寿命化計画に基づき、国の交付金を活用しながら遊具の更新に取り組みます。	市街地整備課	公園の増加面積 (施設の更新については、今回、中の島大橋を主に計画しているため、指標の入力は適していない)	供用開始済公園面積：122.50ha	供用開始済公園面積：124.00ha	橋脚補強、地覆・高欄付替え。中の島公園便所改修等を実施します。		
	④	※	生活道路の整備	快適な歩行空間の形成に向け、生活道路の整備を行う事業です。 歩道の切下げ箇所が多く、また歩道の拡幅に伴う用地買収に時間を要することから、未整備箇所を把握し、計画的な道路整備に取り組みます。	土木課	・歩道切下げ工事毎年10箇所実施 ・歩行空間のカラー舗装化 ・市道122号線の歩道幅員拡幅	・歩道切下げ工事10箇所 ・カラー舗装L=660m ・市道122号線L=120m	・歩道切下げ工事10箇所 ・カラー舗装L=650m ・市道122号線L=288m	橋脚補強、地覆・高欄付替え。中の島公園便所改修等を実施します。		
	(6)子どもと子育て家庭の安全の確保										
	①	※	交通安全意識の高揚	交通事故防止及び交通安全の徹底を図るため、保育施設、幼稚園、学校、地域等で交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚を図る事業です。 交通公園が廃止予定であることから、今後は、各教育機関への周知・啓蒙や交通安全協会等との連携を強化し、交通公園廃止後についても高い水準で子ども達の交通安全教育ができるよう取り組みます。	市民活動支援課	交通安全教室の実施回数	交通安全教室を年70回実施	交通安全教室を年70回実施	感染対策及び各学校等の休校措置により、交通安全教室の日程が大きく乱れている。日程の再調整・実施方式の変更を検討し、例年通りの交通安全教室の実施回数の確保を図る。		

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施 策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
		②	※	防犯関係団体との連携	警察や関係機関と連携を取りながら、地域の防犯体制の強化を図るとともに、広報等による防犯対策等への啓発を推進する事業です。また、地域住民との協働によるパトロールや危険箇所の見直しを行います。今後は、地域住民や各自主防犯団体に向けた啓発・講習等を継続して行うとともに、防犯活動やパトロールの回数に地域差があることから、市内の全ての地域において高い防犯意識が保たれるよう支援します。	市民活動支援課	①防犯パトロールの物資支給状況 ②防犯講習会の実施回数	①30以上の自主防犯団体に必要物資を支給する ②防犯講習会を年1回開催	①30以上の自主防犯団体に必要物資を支給する ②防犯講習会を年1回開催	各防犯団体の意見を吸い上げ、必要な防犯用品の種類を増やし、物資支給を継続実施。防犯講習会を10月に実施予定。
(7)子育て家庭の仕事と生活の調和の促進										
		①	※	労働環境の充実に関する啓発事業	労働時間の短縮や福利厚生事業の充実等、働きやすい環境づくりを進めるための普及・啓発に努め、国や県の情報提供を行う事業です。育児休業の取得率等を見ると、子育て世帯にとって働きやすい職場環境が十分に整備されているとは言い難いことから、今後は、事業者側への周知活動の強化について検討します。また、関係機関から労働に関する各種制度の案内や情報提供があった際には、市の広報紙やホームページへの掲載、パンフレット等の窓口配架を行います。	産業振興課	関係機関から情報提供があった際に行う形となるため、具体的な目標値の設定が難しい。			市の広報紙・ホームページの活用及び関係資料の掲示により、労働基準法・男女雇用機会均等法・育児介護法・パートタイマー労働法等についての普及啓発を行います。また、関係課である子育て支援課への情報共有に努め、多方面への普及啓発を推進します。
		②	※	雇用の安定と拡大	子育て中の保護者への就業機会や雇用の場の確保に向けて、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就労に関する情報の収集や提供を通じて、就労支援を推進する施策です。今後は、関係機関より得た情報から、就労に関する正確なニーズを把握し、各種共催セミナーにおける内容の充実に取り組みます。また、セミナー終了後に個別相談の時間を設ける等、受講者一人ひとりのニーズに沿った就労支援セミナーとなるよう、セミナー内容の検討に取り組みます。	産業振興課	関係機関と連携した就労支援セミナーの開催状況と推移	年4回(平成30年度)	年5回	関係機関・団体から研修会・講習会等の開催情報の提供があった際、速やかに広報媒体を利用し関係資料の掲示等により普及啓発に努めます。講座についてはアンケートの結果を基に、実施方法について検討を行います。
		③	※	子どもの学習支援事業	子育て家庭の生活の安定に向け、中学生等の進学を支援するとともに、保護者への養育相談、就労や福祉制度等に関する相談、助言をする事業です。今後は、教育委員会と連携し、事業の実施箇所の増設を検討します。	自立支援課	学習支援の実施場所 高等学校への進学率 ひとり親家庭からの参加者数	① 3か所 ② 90% ③ 24名	① 5か所 ② 95% ③ 40名	令和元年の3か所に加え、オンラインでも実施することで、会場まで通うことが困難な子どもにも参加しやすい環境を整備する。
			※			子育て支援課				ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業を社会福祉協議会に委託し市内3か所以上で実施します。自立支援課の実施する、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業とあわせて実施するものです。
基本目標6 地域における子育て力の充実										
(1)地域における子育て力の強化										
		①	※	保育園地域活動事業	保育施設を地域に開かれた社会資源として広く地域に開放することを目的に、地域の状況等に応じて、高齢者との交流や地域行事への参加、子育て講座、子育て相談等を行う事業です。今後も、地域との交流を充実していくとともに、子育て相談の安定した体制づくりを目指し、園庭開放時の告知機会や市のホームページ等を通じ、子育て相談の実施についての周知に取り組みます。	こども保育課	保育所地域活動事業の実地状況と推移	公民館での子育て講座及び文化祭への参加、中学校との合同避難訓練、老人介護施設への慰問、地域住民との交流会	保育園を地域に開かれた社会資源として広く地域に開放する事を目的に、地域の状況等に応じて、高齢者及び地域住民との交流や地域行事への参加、地域の小中学校との連携を行う、	保育園を地域に開かれた社会資源として広く地域に開放する事を目的に、地域の状況等に応じて、高齢者及び地域住民との交流や地域行事への参加、地域の小中学校との連携を行います。

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
		②	※	世代間交流の推進	保育園等で祖父母を招いた交流会や介護施設への訪問等を行い、世代間の交流を推進する事業です。 祖父母との交流会や介護施設への慰問を実施する園が増えていることから、今後は、世代間交流を実施する園がより増えるよう勧奨方法の検討に取り組みます。	こども保育課	世代間交流の推進の実施状況と推移	高齢者との交流会の実施:10園 老人介護施設慰問の実施:7園	世代間交流事業を推進し、より多くの子ども達が世代間交流経験が出来る事を目指す。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止します。
		③	※	子ども交流事業への支援事業	子ども達と地域とのふれあいを深めるとともに、子育て中の保護者を応援するために、地域が一体となり、市民の力で計画・実施する「木更津こどもまつり」への支援を行う事業です。 本事業では、駐車場不足等の交通面が課題となっていることから、今後は、木更津駅周辺が開催場所であるため、公共交通機関の利用を周知していくとともに、公共交通機関の利用もイベントの一つとして企画をしていくこと検討します。	子育て支援課	こどもまつり来場者数の推移	8000人	8000人	子ども及びその保護者に対し、地域で世代間交流の機会を持つことのできる「木更津こどもまつり」を支援します。
		④	※	地域の人材の活用・育成	地域のジュニアリーダー、青年、社会人、子育ての終わった人、高齢者等、子どもの多様な体験をサポートする幅広い人材の育成・確保を行う施策です。 今後も、ボランティアに求められるニーズを把握し、講座内容への反映に取り組みます。	生涯学習課	子ども会新役員・新インリーダー講習会参加者数	H30 参加者49名	参加者数 60名	子ども会新役員・新リーダー講習会
		⑤	※	青少年ボランティアの活用と活性化	青少年の様々な活動を支援するため、アフタースクールボランティアやユースボランティア等各種ボランティアを活用するとともに、各ボランティアの活性化を図る施策です。 今後も、ボランティアの担い手不足やボランティア活動への参加者不足がみられることから、特にイベントに参加した保護者を対象としたアフタースクールボランティア(社会人のボランティア)募集に取り組みます。 また、ボランティア養成講座を年間3～4回開催するとともに、その周知徹底に取り組みます。	生涯学習課	・社会人対象:アフタースクールボランティア養成講座の開催(年3回程度) ・学生(高校生～)対象:ユースボランティア登録継続実施 ・近隣高等学校、高専への募集案内の配付	・アフタースクールボランティア養成講座の開催(H31:2回) ・近隣高等学校、高専への募集案内の配付(年1回)	・アフタースクールボランティア養成講座の開催(年3回) ・近隣高等学校、高専への募集案内の配付(年1回)	・アフタースクールボランティア養成講座の開催
		⑥	※	⑥保育ボランティアの養成	保育に必要な知識や技術の習得を図るとともに、子ども達に仲間遊びの楽しさを教え、幼児を持つ親が安心して任せることができる保育ボランティアの養成に向け、保育グループ「こあらの会」と連携し、保育ボランティア養成講座を開催する施策です。 今後も、保育ボランティアに求められるニーズを把握し、講座内容への反映に取り組みます。	生涯学習課	保育ボランティア入門講座参加者数	H30 参加者13名	参加者数 20名	保育ボランティア入門講座の開催

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施 策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
基本目標7 援助を必要とする子ども・家庭への支援の充実										
(1)要保護児童対策の推進										
①		①児童虐待対策事業		児童虐待防止に向け、関係機関との連携を図りながら、児童虐待の未然防止と早期発見、虐待を受けた子どもの保護と自立支援、親子関係の回復に向けた支援等を行う事業です。 今後も、児童虐待防止に関する理解と啓発に努め、早期発見・早期対応に取り組めます。また、虐待の通告があった場合は、48時間以内に子どもの安否確認を行い、要保護児童等の転入および転出時は、支援の隙間に陥らないよう、支援方針を明確にし、関係機関との情報共有を速やかに行う等、千葉県児童虐待防止マニュアルに沿って対応します。さらに、職員や相談員等の相談援助技術の向上に向け、経験年数等に応じた研修や実践可能な体験型研修への積極的な参加促進に取り組めます。	子育て支援課	施策の性質上評価や目標値の設定が困難である。			関係機関と連携し要保護児童等の早期発見・早期対応・再発に努め、支援の隙間を作らない体制を図っていきます。児童通告があった場合の他、要保護児童等が転入した場合も、通告・連絡後48時間以内に児童の目視による安全確認を行います。	
②		児童虐待防止ネットワークの充実・強化		要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関等で情報・考え方を共有し、適切な連携の下で対応していく施策です。 今後も、要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を実施するほか、保育施設や小中学校、主任児童委員の主催する会議に積極的に参加し、児童虐待防止における連携の必要性や、具体的な対応方法についての理解促進に取り組めます。 また、個別の虐待事案については、個別ケース検討会議を開催し、情報と課題の共有や役割分担を明確にし、関係機関と連携を強化し取り組みます。	子育て支援課	施策の性質上評価や目標値の設定が困難である。			要保護児童対策地域協議会、実務者会議を月1回、代表者会議を年1回(11月)、個別ケース検討会議を随時開催します。協議会構成機関の他、事例に応じた関係機関とも連携し役割分担・情報共有していきます。また、児童虐待防止の意義を周知し未然防止にも努めます。	
③		DV対策事業		配偶者等からの暴力を受けている女性等を警察や千葉県女性サポートセンター、君津健康福祉センター等の関係機関と連携し、保護・支援活動を行う事業です。また、子育て支援課において母子・父子自立支援員兼婦人相談員等による相談活動を行います。 相談内容が複雑化・多様化していることから、今後は、研修参加や業務の中で、相談担当者の更なる知識・相談対応力の向上に取り組めます。	子育て支援課	施策の性質上評価や目標値の設定が困難である。			通告や相談に対し適切な助言をし、相談者が問題解決できるよう努めており、今後も継続して対応していきます。今後も、相談時に必要な社会資源を提示し、相談者自身が支援方法を選択して問題解決できるよう努めます。	
(2)発達を支援する環境の充実										
①	※	未熟児をもつ保護者の会(すくすく子育ての会)		未熟児をもつ保護者に対し、同じような境遇にある者同士の集まる場の提供や、専門的な知識を提供することで、保護者が育児への不安や悩み等が軽減できるよう支援する施策です。 今後は、保護者が安心して参加でき、対象者のニーズに応じた支援ができるよう、関係機関と連携し、支援の充実に取り組めます。	健康推進課	参加者数の経年変化			未熟児を持つ保護者には地区担当による継続支援を行うとともに、感染症まん延状況を踏まえ、会の開催を検討する。	
②	※	親子教室		子どもの発達や育児に悩みを抱えた幼児の親子を対象に、集団教室を開催し、子どもの関わり方や子育てを保護者とともに考える事業です。 今後は、保護者の育児不安を解消し、子どもが心理的に安定した乳幼児期を過ごせるよう、支援の拡充に取り組めます。また、地域別の出張型教室、療育開始に至るまでの機能を果たす教室の開催を検討します。	子育て支援課	親子教室の開催回数および参加者数の経年変化 教室参加者へのアンケートによる満足度	①実施回数:47回 ②参加者数:実120組/延351組	ニーズに応じた体制整備がはかれている	子どもの発達や育児不安への支援を継続します。また、療育開始に至るまで発達相談員による教室を新設します。	

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施策 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
							計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
		③ ※	発達に関する個別相談・指導	子ども相談事業においては、子どもの発達や育児の相談に発達相談員が応じ、家庭等における配慮事項や具体的な子育て方法について助言を行います。また、適時、電話や面接等により個別相談を実施します。今後は、子どもにどのような支援が必要かを見極めるため、専門職の拡充とともに、所属先や他機関との連携を充実し、保護者が必要な支援を理解していく「気づきの支援」を行います。また、交通事情で来所が難しい方を対象とした出張型の支援を検討します。	子育て支援課	こども相談利用者数の経年変化	①実施回数:44回 ②利用者数:実169人/延221人	ニーズに応じた体制整備がはかれている	保護者から定期的な相談や所属先との連携の希望が増えている為、支援の拡充に取り組みます。
		④ ※	障がい児療育支援事業	身近な地域での療育指導や療育相談を実施することにより、在宅障がい児の障がいの軽減及び家族への支援を図る事業です。障がい児が気になる子への相談体制が充実したことにより相談者が増えていることから、今後は、相談対応や指導の質の向上に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			障がい児が気になる子への相談体制が充実したことにより相談者が増えていることから、今後は、相談対応や指導の質の向上に取り組みます。
		⑤	児童発達支援	障がい児に対し、児童発達支援センターへの通所利用によって、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の療育を行う施策です。利用者が増えていることから、今後も、支援の充実に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			障がい児に対し、児童発達支援センター等への通所利用によって、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の療育を行う施策です。利用者が増えていることから、今後も関係機関との連携を図りながら支援の充実に取り組みます。
		⑥	保育所等訪問支援	保育所等に入園中の障がい児や今後入園予定の障がい児に対し、児童発達支援センターの支援員が保育所に訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する施策です。利用者が少なく、利用がしづらいという声があることから、今後は、支援についての周知の強化とともに、利用しやすい工夫の検討に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			保育所等に入園・入学中の障がい児や今後入園・入学予定の障がい児に対し、障がい児通所支援施設の支援員が保育所等に訪問し、集団生活適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する施策です。利用できる施設が増えたことに伴い、利用者が増えているため、今後は関係機関との連携を図りながら支援の充実に取り組みます。
		⑦ ※	幼児言語教室運営事業	言語の発達に課題のある就学前の子どもに対し、指導員による言葉の相談や指導等を実施する事業です。支援施設や病院等関係機関に通いながら本教室の併用を希望するケースが増えていることから、今後は、関係機関との情報交換を行うとともに、相談者に寄り添った相談対応や指導の質の向上に取り組みます。	まなび支援センター	幼児言語教室の相談利用者の推移	①幼児言語教室の利用者数 ②相談者数	①幼児言語教室の利用者数 ②相談者数	幼児言語教室の運営(ことばの相談含む)
	(3)障がい児をもつ家庭への支援								
		① ※	障害児保育事業	市内の全ての保育園において、保護者の就労や疾病等で、保育の必要性のある集団保育が可能な障がいのある児童の保育を行う事業です。障害認定までに至らない乳幼児の入園が増加していることから、今後も、関係機関等と連携し、一人ひとりに応じた保育が進められよう適切な体制づくりに取り組みます。	こども保育課	障害児保育の実施状況と推移	①障害児保育の実施状況:15園、 ②障害児保育の体制づくりの状況:約8割の園が対応しておる	市内の保育園において、保護者の就労や疾病等で、保育の必要性のある集団保育が可能な障がいのある児童の保育を推進する。	市内の保育園において、保護者の就労や疾病等で、保育の必要性のある集団保育が可能な障がいのある児童の保育を推進していきます。
		②	障がい児福祉サービス	在宅での介護や、日常生活・集団生活への適応指導等を必要とする障がい児に対して、ホームヘルプサービスや短期入所等の支援を行う事業です。障がい児を預かる入所施設が近隣にないことから、今後は、関係機関と連携して支援を検討します。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			在宅での介護や、日常生活・集団生活への適応指導等を必要とする障がい児に対して、ホームヘルプサービスや短期入所等の支援を行う施策です。障がい児を対象とした施設が近隣に少ないことから、今後は関係機関と情報共有・連携をして支援を検討します。

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施 策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
		③		放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中での生活能力向上のための訓練等を継続的に行う施策です。 保護者のレスパイト(休息)のため、利用者が増えていることから、今後も、関係機関と連携して支援の充実を図ります。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中での生活能力向上のための訓練等を継続的に行う施策です。 保護者のレスパイト(休息)のため、利用者が増えていることから、今後も関係機関と連携して支援の充実を図ります。
		④		育成医療	身体上の障がいや有する児童や将来機能障がいを残す恐れがある疾患を有する児童に対し、医療費の軽減を行う制度です。 申請者が少ないことから、今後も、医療機関や市のホームページ等を通じ周知の強化を行うとともに、更新者に対しては、必ず更新するよう案内状の配布に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			新規対象者に対しては市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。
		⑤		障害児福祉手当	生活の安定と福祉の増進に向け、20歳未満の在宅の重度障がい児に対し、手当を給付する制度です。ただし、施設入所者や年金受給者は除くとともに、所得制限があります。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。
		⑥		心身障害児福祉手当	20歳未満の障がい児を看護している方に対し、当該障がい児の生活の安定と福祉の増進を図るために手当を給付する制度です。ただし、障害児福祉手当を受給している児童は除きます。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。
		⑦		特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児を家庭で看護している方に対し、当該障がい児の福祉の増進を図るために手当を給付する制度です。ただし、施設入所者や年金受給者は除くとともに、所得制限があります。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。
		⑧		補装具の交付・修理事業	身体障害者手帳を所持する児童の障がいの程度に応じて、義肢・装具・補聴器・車いす・歩行器・つえ等の購入・修理に要した費用を補助する制度です。ただし、一部自己負担金があります。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			新規対象者に対しては、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行うとともに、修理希望者に対しても同様に制度の案内に取り組みます。
		⑨		日常生活用具の給付・貸与事業	在宅の身体障害者手帳を所持する児童に対し、障がいの程度に応じて、特殊マット・訓練用ベット・便器・入浴補助用具・住宅改修等の給付や貸与を行う制度です。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			新規対象者に対して手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		令和2年度
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	取組み内容
		⑩		紙おむつの給付事業	在宅の重度障がいがあり、寝たきりや常時失禁状態にある3歳以上の児童に対し、紙おむつを給付する制度です。 対象者に対し漏れなく案内をすることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に事業の案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			新規対象者に対して手帳取得時に制度の案内を行い、周知の強化に取り組みます。
		⑪		その他の福祉サービス	身体障害者手帳又は療育手帳の所持者に対し、障がいの程度により、税制上の特別措置をはじめ、電車・バス・航空料金の割引、有料道路料金の割引、福祉タクシー券のサービス等を提供する制度です。 対象者に対し漏れなく案内をすることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時にサービスの案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			手帳新規取得時及び程度変更時に制度の案内を行い、周知の強化に取り組みます。
(4)ひとり親家庭への支援										
		①		ひとり親家庭に対する自立支援の充実	ひとり親家庭等の自立支援に向け、各種相談やサービス利用、問題解決に向けた支援を行う施策です。また、安定した職と収入の確保によるひとり親家庭の自立を目指し、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を行います。 今後も、ひとり親家庭に対する自立支援のため、ハローワーク等と連携し、技術修得や資格取得後、就労に結びつくよう支援の充実に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。			母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に有利な資格取得を目的に自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費を給付することで、資格取得後の経済的自立と生活意欲向上を促します。
		②		児童扶養手当	父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する制度です。 今後も、制度の周知強化に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。			父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する制度です。 今後も、制度の周知強化に取り組みます。
		③		ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の父母等及びその児童に対し、保険診療範囲内において、医療費、調剤費等の一部を助成する制度です。 今後も制度の周知強化に取り組みます。	子育て支援課	助成事業のため評価困難。			ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の父母等及びその児童に対し、保険診療範囲内において、医療費、調剤費等の一部を助成する制度です。 今後も制度の周知強化に取り組みます。
		④		相談体制の整備	母子・父子自立支援員兼婦人相談員や相談担当者が、家庭の状況に応じて、児童の養育、資金の貸付け等の相談に応じます。 相談内容が複雑化・多様化していることから、今後も研修参加や業務の中で、更なる知識や相談技術の向上に取り組みます。	子育て支援課	研修の参加回数	研修会参加回数	研修会参加回数	知識や相談技術の向上を目的として、各種研修に参加し、更なるスキルアップを目指します。
		⑤		母子父子寡婦福祉基金の貸付	母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭に対し、就学支度資金や修学資金等の貸付に関する相談を行う制度です。 今後も、ひとり親家庭等に対して、制度の周知強化に取り組むほか、貸付が利用できない場合等には、必要に応じ、別の社会資源の紹介を行います。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。			母子家庭等への経済的自立を支援するため、引き続き各種援護資金貸付の受付事務やその他の制度の紹介等、相談支援に努めます。
		⑥		遺児手当	父か母が死亡又は一定の障がい状態となっている家庭の児童を監護している児童扶養手当の受給資格のある方を対象に、遺児手当を支給する制度です。 今後も、児童扶養手当の新規申請時の案内時等、制度の周知強化に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。			父か母が死亡又は一定の障がい状態となっている家庭の児童を監護している児童扶養手当の受給資格のある方を対象に、遺児手当を支給する制度です。 今後も、児童扶養手当の新規申請時の案内時等、制度の周知強化に取り組みます。